

訪問リハビリテーションサービス 料金表

令和3年4月1日改定

介護予防訪問リハビリテーション

要支援 1・2	サービス内容	自己負担額			
		1割	2割	3割	算定単位
介護予防 訪問リハビリテーション 1 ※1,2,3	利用者さまの自宅を訪問し、心身機能や生活活動状況、環境等を評価した上で、自立した日常生活活動や社会への参加を支援するための訪問リハビリテーション計画を作成し、計画に沿って提供するサービスの基本料金です。	307円	614円	921円	20分につき
サービス提供体制強化加算 (I)	質の高いサービスの提供と職員のキャリアアップの促進を図るため、有資格者の有無や常勤職員の割合、勤続年数、研修の実施等の要件を満たした事業所に対する加算です。	6円	12円	18円	20分につき
短期集中 リハビリテーション実施加算	退院(退所)日を起算日として3ヶ月以内に実施する、集中的なりハビリテーションに対する加算です。	200円	400円	600円	1日につき
事業所評価加算	前年のサービス提供実績が、利用者さまの自立支援・重度化防止に寄与していると評価された事業所に対する加算です。	120円	240円	360円	1ヶ月につき

※1 1週に120分を限度としてご利用いただくことができます。

ただし、退院・退所直後の場合には、退院(所)日から起算して3ヶ月以内は週240分ご利用可能となります。

※2 令和3年4月以降のご利用が12ヶ月に達した場合、翌月から減額となります(1割:5円/20分、2割:10円/20分、3割:15円/20分)。

※3 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例として、令和3年9月末までの間、基本料金を0.1%上乗せした料金となります。

訪問リハビリテーション

要介護1～5 (経過的要介護を含む)	サービス内容	自己負担額			
		1割	2割	3割	算定単位
訪問リハビリテーション 1 ※1,3	利用者さまの自宅を訪問し、心身機能や生活活動状況、環境等を評価した上で、訪問リハビリテーション計画を作成し、計画に沿って提供するサービスの基本料金です。	307円	614円	921円	20分につき
サービス提供体制強化加算 (I)	質の高いサービスの提供と職員のキャリアアップの促進を図るため、有資格者の有無や常勤職員の割合、勤続年数、研修の実施等の要件を満たした事業所に対する加算です。	6円	12円	18円	20分につき
リハビリテーション マネジメント加算	B(イ) 訪問リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて見直しを行います。リハビリテーション会議等を通して、医師、療法士、その他の職種と共同し、継続的にリハビリテーションの質を管理する事業所に対する加算です。	450円	900円	1,350円	1ヶ月につき
	B(ロ) 上記に加え、利用者ごとの訪問リハビリテーション計画書等の情報を厚生労働省(科学的介護情報システム)に提出し、得られた評価を適切・有効にサービスの提供に活用する事業所に対する加算です。	483円	966円	1,449円	1ヶ月につき
短期集中 リハビリテーション実施加算	退院(退所)日を起算日として3ヶ月以内に実施する、集中的なりハビリテーションに対する加算です。	200円	400円	600円	1日につき
移行支援加算	訪問リハビリテーションの利用により、日常生活動作能力等が向上し、社会参加に資する取組(通所介護、通所リハビリなど)に移行するなど、質の高い訪問リハビリテーションサービスを提供する事業所に対する加算です。	17円	34円	51円	1日につき

※1 1週に120分を限度としてご利用いただくことができます。

ただし、退院・退所直後の場合には、退院(所)日から起算して3ヶ月以内は週240分ご利用可能となります。

※3 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例として、令和3年9月末までの間、基本料金を0.1%上乗せした料金となります。